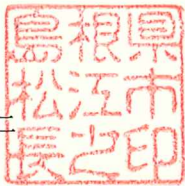


松江市告示第549号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第2項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として指定したので同条第3項の規定により告示する。

令和6年12月26日

松江市長 上 定 昭 仁



記

法人又は団体の名称		主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的 又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附 金控除の対象期間
学校法人	坪内朋和 学園	松江市下東川津町728番地10	坪内朋和学園	運営事業	運営事業寄附金	令和6年12月25日から 令和11年11月30日
			育英幼稚園			
			育英北幼稚園			
			育英保育園			